

昭和十年

國勢調查報告

第三卷

市町村別人口

內閣統計局

例 言

- 1 昭和十年國勢調査報告の編成次の如し。

第一卷 全國編

第二卷 府縣編（四十七分冊）

第三卷 市町村別人口

- 2 本編は昭和十年國勢調査報告第三卷市町村別人口にして、市町村別男女人口を輯録したるものなり。
- 3 常住人口とは現在人口より一時現在者を控除し之に一時不在者を加算したるものなり。而して一時現在者と稱するは市區町村を基準とし、當該市區町村の現在人口中他の市區町村又は内地外に常住地ある者、一時不在者と稱するは當該市區町村に常住地あるも調査の時期に偶々他の市區町村に現在したるものなり。常住地の全くなき者は當該市區町村に常住地ある者として取扱ひたり。
- 4 面積は陸地、河川及湖沼を含む總面積にして、陸地測量部の調査に係るものなり。而して圖上に於ける境界未修正にして新境域に依る面積の明確ならざるものに付ては舊境域に依る面積を掲載したり。
- 5 大正九年、大正十四年及昭和五年の人口は昭和十年十月一日現在の市區町村の區域に依るものなり。